

平成 3 1 年度

行政政策学類

編入学・学士入学試験

小 論 文

時間 90 分

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 問題冊子は、この表紙を除いて 5 枚、解答用紙は 1 枚です。
印刷不鮮明の箇所などがあれば、監督者に申し出て下さい。
3. 解答用紙の指定欄には、必ず受験番号を記入して下さい。
4. 解答は、別紙の解答用紙の解答欄に横書きで記入して下さい。
5. 解答用紙は持ち帰らないで下さい。なお、問題冊子と下書き用紙は持ち帰って
構いません。

<資料>は、河野勝『政治を科学することは可能か』（中央公論新社，2018年）の一部である。これを読んで、以下の問いに答えなさい。

- (1) 筆者は、シュクラーが傍線部①のように述べる理由についてどのように説明しているか、300字以内で要約しなさい。
- (2) 筆者が傍線部②のように述べる理由を、300字以内で説明しなさい。
- (3) 筆者の結論を要約したうえで、それに対するあなたの意見を500字以内で述べなさい。

(問題作成の都合上、本文の一部と注を省略した。一部のルビは出題者がつけたものである。)

(注意)

解答にあたっては、解答用紙の1マスを1字に使い、句読点、引用符、括弧などはいずれも1字として扱うこと。ただし、算用数字及びアルファベットは1マス2字とする。書き出し及び行を改めたときは、1マス空けること。

三月十一日に日本で発生・発覚した事態について考える上で、ハイバート大学の政治思想の研究者、シニクラーの書いた *The Faces of Injustice* は多くの示唆に富んでいる。この名著の冒頭で、著者は「When is a disaster a misfortune and when is it an injustice?」と問う。災害は、どこまでが「不運」で、どこからが「不正義」なのか、と。

この二分法は、おおむね、日本語の「天災」と「人災」という区別に呼応している。ある災害が「天災」だったというとき、われわれはそれを不運として位置づけている。他方、「正しくないことが行われて災害が発生した」と感じれば、われわれは事態を「人災」と呼び、その正しくないこと、すなわち不正義が、いつどこでどのようにして起こったかを追及したいと思う。

しかし、この本を最後まで読み通しても、著者が冒頭の問いに正面切って答えることはない。むしろシニクラーが繰り返し強調しているのは、不運と不正義とを明確に線引きすることがいかに難しいか、という点である。

そしてシニクラーは、次のように宣言する。

不運と不正義との境界にあつては、われわれは、犠牲者がそのどちらの側にいるのかを訊ねることなく、彼らに対して最善に対処しなければならない。

三月十一日に日本で起こった事態についても、不運と不正義とを区別する困難は当てはまる。

たとえば、震災が発生してすぐの段階で交わされていた中には、地震と津波は天災だが原発事故は人災、だという、ごく単純な議論が見受けられた。たしかに、原子力発電は長年にわたって国家の政策として推進されてきたのであるから、原発事故が単なる不運として片付けられないことは明白である。

しかし、では、地震や津波で多くの人々が亡くなったことについて、不正義はなかったといえるのか。たとえば、どこかで誰かが、防波堤の高さや強度を過信させ、人々の警戒を怠らせるという不正義を働かなかったか。あるいは、どこかで誰かが、高いところへ避難するための逃げ道を整備するのを怠るという不正義を働かなかったか。

実際、震災直後のショックから立ち直るにつれて、マスメディアなどでは、原発事故のみならず地震や津波によって生じたさまざまな被害についても、必ずしも天災ではなかったと報じられ指摘されることが多くなった。今後、専門家による詳細な事後検証が進め進むほど、この傾向はますます強まっていくものと思われる。

この日本の論調の変化にもよく表れているが、一般に、不運と不正義とのあいだの線引きの難しさは、不運が不正義に置き換えられることに由来するのであって、その逆ではない。この転化は、実は、とりわけ近代以降の人間社会に特徴的な傾向だと考えられる。この点をシニクラーは体系的に論じているわけではないが、彼女はいくつかの興味深い知見を提供する。

第一に、不運は、客観的には、誰に対しても平等に（無作為に）訪れる可能性があるのに、人間には、自分（だけ）が不運の犠牲者であることを認めたくないという性向がある。このことは、たまたま不運の犠牲者となってしまった個々の人々に一種のシレンマを生じさせるが、近代以前の社会においてはそれが問題となることはなかった。その頃はまた、不運をもたらすのは「神」の意志や「魔女」の仕業であるという解釈が受け入れられていたからである（シニクラーは、大規模な天災が神の意志の現れであるといった議論がされなくなった大きな転機が、一七五五年のリスボン大地震であったと述べている）。しかし、そのような宗教的ないし呪術的解釈は、もちろんいまでは通用しない。したがって、現代においては、不運の犠牲者となると、人間は自分以外の誰をも責めることができないという心理的葛藤を抱え込まざるをえない。

これに対して、不正義は、すべての人に平等に（無作為に）訪れるわけではない。しかも、不正義に見舞われた場合には、不正義を働いた自分以外の「誰か」が存在し、その「誰か」に責めを負わすことができる。不正義に関しては、その「誰か」を特定することについての困難はあっても、自分自身で解決できないシレンマがあるわけではない。

このように、不運が不正義へと転化してしまう原因の一つは、基本的な人間の心理の働きに関係していると考えられる。

第二に、不運から不正義への転化がとりわけ近代以降に起こるようになったことについて、シニクラーは、政府が人間社会のさまざまな活動に介入するようになったからである、と示唆している。この点は、次のような例を考えるとわかりやすいであろう。

ある人がいつもの目録として行っている散歩の途上で、突然、雷に撃たれて死んでしまったとする。これは、一見しただけでは、不運に見舞われたとしかいいようのないケースのように見える。しかし、政府の介入という観点からみると、異なる解釈の余地が生まれる。たとえば、雷雲の発生を予測すべき気象観測地点をより多く設置していたら、あるいは落雷の危険を告知する広報活動をさらに充実させていたら、結果は違っていたのではないかと。このように、実際には起こらなかったシナリオを再構築してみせることを「反業仮想」と呼ぶが、そうした思考実験を運すと、政府がより積極的に関与していればその人が死に至ることは起こらなかったかもしれないという解釈は、いくらかも可能となる。

シニクラーは、より積極的な関与ができたにもかかわらずしなかつた場合の不正義を、一般に passive injustice と定義している。もしこの passive injustice という概念の有効性を認めるとすると、落雷、竜巻、台風、地震など、どのような自然現象が原因で発生する災害も、それらはすべて（政府による passive injustice ゆえに）単純に不運として片づけられない、ということになる。

さて、以上のようなシニクラーの問題提起および分析から、われわれは何を受けとめるべきなのか。このことをあらためて問わなければならないのは、彼女の議論には大きな逆説が込められているからである。

表面上は、シニクラーは、不運と不正義とを区別することが難しいと強調している。しかし、生来の人間の心理にせよ、政府の役割が拡大したことによつて、不運が不正義へと転化する原因や傾向についてシニクラーが正確に検証すればするほど、興味深いことに、この二つは原理的には区別されるべき概念・事象だ、というメッセージが浮かび上がってくる。

たとえば、不運と不正義とは、各人に平等に訪れるかどうかという点で異なる、というそもそもの着眼に立ち戻ろう。もしこのことが真実であるのなら、受けとめるべき規範的念慮は、やはり、不運と不正義のそれぞれによって生じる苦難に対してなされる支援の根拠は別個に確立すべきである、ということではないのだろうか。

不運への対処は、不運に見舞われた本人にも、ましてやそれ以外の誰にも、責任が帰せられないからとせ、なされる。これに対して、不正義への対処は、本人以外の誰かに責任が帰せられるからとせ、なされる。つまり、責任の不在を前提とするか、それとも責任の所在を前提とするか、という点で、不運と不正義に対する支援は、きわめて対照的なメカニズムに動機づけられている。

さらに、シニクラーのもう一つの指摘、すなわち現代の不正義は政府の役割と無関係に考えられないという論点も、不正義に対してと不運に対してとでは、その対処が異なる根拠に基づくべきであることを示唆している。

もし政府の役割の拡大が不運から不正義への転換を助長しているということが真実ならば、現代における不正義は政治性を帯びることをまぬかれない。であるならば、不正義により苦難を強いられている人々への対処を施す行為も、政治的行為として考えなければならない。

実際、シニクラーは、われわれが不正義を暴こうとしたり、その責任を連及しようとする必要はないのは、「われわれがもつ不正義の感覚が、圧政に対する最善の防御」だからだ、と述べている。ここには、われわれは国家という政治システムに属しており、その政治システムは放っておけば許しがたい暴挙に出る可能性を秘めている、という認識がある。

この認識の背景には、リベラリズムの思想がある。リベラリズムは、たとえ他人にふりかかった不正義であっても、その不正義を一つ一つ追及し救済していくことが肝要だと説く。他人の不正義に対してもその都度正しく対処することが、将来において自分が不正義の犠牲とならないことを保証するために、不可欠な善徳だと考えられているからである。

これに対して、不運が政治性を帯びることは、定議上ありえない。政府の活動が人間社会のすみずみまで介在している現代においては、政治性を抱き込んでしまった不運はもはや不運ではなく、不正義と識別されるべきだからである。不運そのものが政治的でないのであるから、不運に見舞われた人々に対しての対処も政治的行爲と考えるべきではない。

不運への対処が政治的でないという主張に対しては、もしかすると、次のような反論がなされるかもしれない。たしかに、不運に対して援助の手を差し伸べたいと思うわれわれの直観は、国家の暴挙から個人（自ら）を守ることを中核とするリベタリアニズムの企てと結びつくことはないだろう。しかし、そうした直観が他の政治思想を背景にして成立すること、具体的にはコミュニタリアニズム（共同体主義）の思想に依拠して成立することは、ありうるのではないかと。つまり、国家という政治システムでなくとも、何らかの「共同体」というシステムに共通に属しているという感覚が、その一員が不運に見舞われたときに支援を行うことの根拠となりうるのではないかと。

しかし、この反論は、やはり間違っている。というのは、ある共同体に共通に属しているという感覚が、いつでも、つねに、不運に対する支援の根拠となるという必然性は、ないからである。極端なことをいえば、コミュニタリアニズムの構想のもとでは、まさに共通の共同体に属するという感覚ゆえに、甚大な苦難を被っている人に対して「不運であったことをそのまま受け入れるべきだ」という主張が正当化されることもありうる。不運に対してなされる対処は、コミュニタリアニズムの意味においても——あるいは、とりわけコミュニタリアニズムの意味においては、とらえざるべきかもしれない——政治的に根拠づけられると考えるはならない。

さて、ここまで議論を進めてくると、「不運と不正義との境界にあつては、われわれは、犠牲者がそのどちらの側にいるのかを訊ねることなく、彼らに対して最善に対処しなければならない」と宣言したシニクラーと、^別別すべき地点に立っていることに気づく。われわれは、「どちらの側にいるのかを訊ねることなく」して、彼らに対し「最善に対処」することはできない。いや、「最善に対処」するためには、「どちらの側にいるのかを訊ね」なければならない。

現代において不運と不正義とのあいだの線引きが困難だというのは、正しい。問題は、その先である。シニクラーは、その先で、いってみれば「誤った線引き」をすることの道徳的代償を恐れた。つまり、彼女は、本来ならば不正義と判断されるべき事態を不運として扱ってしまふことにより、個人の自由に対する国家の侵犯を見逃したり、あるいはそれに加担したりすることになるのではないかと、リベタリアニズムの立場から警鐘を鳴らしたのである。

しかし、^② 原理的に線引きすべきであるのに、そうすることが実際上難しいからといって、線引きの努力を諦めてしまうことにも、何らかの道徳的代償がついてまわるのではないかと。その代償は、もしかすると「誤った線引き」をすることの代償よりも、大きいかもしれないのではないかと。

たとえば、今回の地震と津波による被害と、原発事故による被害とを、同じ構図で捉えることが本当に正しいといえるかをあらためて考えよう。

後者については、事故の責任追及と被害者に対する救済や支援が、日本国民全体で考えを進めていかなければならない問題であることに、疑いの余地はない。この事故は、巨大地震の発生確率を過小評価したという不正義、緊急時の電源確保のための設計指針に違反したという不正義、そうした一連の誤った判断や計画を政府が精査せずに見逃してきたという不正義など、数々の不正義が重なって起こった。

そのそれぞれについて、責任を負うべき人物や機関を特定することは可能である。われわれは、そのような責任の所在を前提にして、原発事故の被害者に対する補償スキームを構築しようとしている。この事故の責任の体系を明確にすることは、将来において同じ不正義が繰り返されないために、ひいてはわれわれ一人一人の自由が脅かされないために、われわれ自身に政治的に課された宿題である。

これに対して、地震と津波が原因となった被害については、その責任の所在を前提にして支援の枠組みを作ること、容易ではない。地震と津波によって生じた被害が、まったくの不運であった、というのではない。すでに述べた通り、政府や自治体が地震や津波が発生した時の避難の方法やそのための誘導をより徹底していれば、逃げ遅れて命を落とす人はいなかったかもしれないという意味において、シニクラーのいう passive injustice が働いたと解釈することはいくらかでも可能である。

しかし、政府や自治体が「より積極的な施策を講じていたら、違った結果になっていたかもしれない」ということの立証は、実際には起こらなかったシナリオを再構築してみせる反災仮想の信憑性^{しんぽうせい}に多くを依存せざるをえない。そこには、地震のリスクを過小評価した「報告書」や指針に違反した「設計図」のような客観的で物的な証拠があるとは限らない。

しかも、そうした反災仮想は、災害に遭遇するまでの経緯が異なる被害者ごとに、詳細かつ個別に行われざるをえない。そのような作業の中において、誰がどのような不正義を働いたのかという責任を追及することは、不可能ではないにせよ、全体として膨大な時間と手間を要する。

このように、疑うべくもない不正義の責任を立証することと比べて、passive injustice をめぐる責任の立証には内在的な困難がある、と考えなければならない。この困難が、重大な道徳的代償をももたらす。立証が（反災仮想のプロセスを通じて）詳細かつより個別に行われざるをえないということは、裏を返せば、責任追及の過程と結果が一般的、普遍的な形をとりえないということを意味している。そのような状況のもとでは、国民一人一人が、責任を追及する作業を自らの政治的課題として、あるいはいつかは自分自身にも降りかかってくるかもしれない問題として、引き受ける心構えを持続させることがきわめて難しいと思われる。

そもそもシニクラーが passive injustice なる概念を導入したのは、前述のように本来不正義と識別されるべき事態を不運と誤って識別してしまふことが、国家の暴挙に対しての防御を緩めることになるかもしれないと懸念したからであった。しかし、このリベラリズム的企ては、曖昧な passive injustice の事態に対しても疑うべくもない不正義の事態に対するのとまったく同じに、人々が敏感であり、それを自分自身の問題として受けとめ、それに対して真摯に対処する用意がある、という仮定に基づいている。

しかし、これはあくまで仮定にすぎず、それが正しくない可能性をシニクラーは見落としている。つまり、それは、繰引きすることを早々に諦めて、かわりに passive injustice という概念を広く設定すればするほど、人々の関心をつなぎ留めておくことが難しくなる可能性であり、そのようにしてそもそもリベラリズム的企てが内部から瓦解してしまう可能性である。もし現実となってしまうたら、それは取り返しのつかない道徳的代償を払うことになる、といえるのではないか。

不運と不正義とのあいだに、明確な繰引きをすることは難しい。しかし、われわれは、その繰引きを諦めてしまうと、大きな代償を払わなければならないかもしれない。この二つの命題がともに正しいのであるとするならば、とるべき道徳的立場は、一つしかない。それは、どのような繰引きをするにせよ、その繰引きが恣意的であることを自覚する、という立場である。

不運と不正義とのあいだには、たとえ恣意的であるかもしれないとしても、繰引きをする努力を続けなければならない。そして、その恣意性については、自ら疑いの目をもって、問い続けなくてはならない。いったん不運と判断した事態のちに詳細で個別な検証を通して不正義だと判明した場合、その事態に対する責任追及と支援を、われわれはあらためて行っていくなければならないのである。

この意味で、われわれに課せられているのは、時間を越えたコミットメントだということができる。すなわち、それは、ある時点での判断に誤りがあれば、将来それを正すことを自らに約束することを決意し実行していくことである。

この節の最後に、自分自身の判断に恣意性が入り込むかもしれないことを不断に疑う目と覚悟を養わない限り、外からの（たとえば国家による）恣意性の押しつけを知らないうちに受け入れてしまふ、という危険性があることに注意を喚起しておきたい。

4

平成31年度入学試験 小論文「出題意図」

(入試情報公開用)

行政政策学類 編入学及び学士入学

河野勝『政治を科学することは可能か』（中央公論新社，2018年）の一部を素材にして，読解力，論理的な文章構成力，表現力などを問う。

(1) 筆者が傍線部①のように主張する理由をどのように説明しているかについて，資料から読み取り，要約できるかを問うことで，受験者の読解力や論理的な文章構成力，表現力を測る。

(2) 筆者が傍線部②のように述べる理由を資料から読み取ったうえで，的確に説明できるかを問うことにより，受験者の読解力や論理的な文章構成力，表現力を測る。

(3) 筆者の結論を的確に読み取ったうえで，筆者の結論に対する自分の意見を論理的に表現できるかを問うことにより，受験者の読解力や論理的な文章構成力，表現力を測るとともに，現代社会に対する受験者の関心や問題意識をみる。